

日本潜在心理カウンセラー協会 会則

第1条（名称）

本協会は日本潜在心理学会に属し、主として潜在心理カウンセラーの資格を取得した者によって組織され、「日本潜在心理カウンセラー協会」と称する。以下、本協会と称す。

第2条（本部事務局）

本協会は、本部を福岡市中央区大名2丁目4番5号 に置く。

第3条（支部）

本協会は理事会の議決を経て、必要に応じ支部をおくことができる。

第4条（目的）

本協会は心の苦悩や苦痛など心理的抑圧及び不調・問題行動などの自覚意識を持つクライアントに対して、(1) 潜在心理学、超潜在心理学、ヨガ健康学、ヨガ修法学、及び精神哲学、ウパニシャッド哲学に基づいて、創造的なカウンセリングを実施する「潜在心理カウンセラー」を養成し資格を認定する。(2) 会員の知識・技能向上、会員相互の交流を図る。(3) 「潜在心理カウンセラー」の社会的地位を高め、医療・教育・福祉の分野など地域社会に貢献することを目的とする。

第5条（事業）

本協会は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 潜在心理カウンセラーの養成
- (2) 潜在心理カウンセラー資格認定
- (3) 潜在心理学及びヨガ健康学並びに精神哲学を学び深める研修会の開催
- (4) 資格認定者の倫理教育の指導
- (5) 資格認定者の知識・技能向上を目的とした研究会及び発表会の開催
- (6) 潜在心理カウンセラーの職域開発及び拡大
- (7) 会報・ニュースレターの発行
- (8) 地域や公的機関でのカウンセリングの奉仕活動
- (9) その他、本協会の目的を達成するための事業

第6条（会員の種類）

会員は、本協会の目的及び事業に関心を持ち賛同する者で、次に掲げる会員から構成する。

- (1) 初級資格会員：初級・潜在心理カウンセラーの資格認定者
- (2) 上級資格会員：上級・潜在心理カウンセラーの資格認定者
- (3) 特別会員：特に貢献のあった個人で、理事会の承認を得た者
- (4) 賛助会員：本協会を援助するため、理事会の承認を得た個人及び団体
- (5) 名誉会員：本協会の運営・事業に際し、特別の功績があり、理事会が推薦し、総会の承認を得た者

第7条（入会）

本協会に入会しようとする時は、別に定める入会申込書を理事長に提出し、理事会及び倫理審査委員会の承認を得なければならない。ただし、特別会員、名誉会員に推薦された者は、入会の手続きを要せず、本人の承認をもって会員となるものとする。

第8条（会費）

- (1) 会員は、別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。
- (2) 納付済の会費はいかなる事由があってもこれを返還しない。

第9条（会員の活動）

- (1) 初級資格会員、上級資格会員は、研究論文を日本潜在心理学会で発表することができる。
- (2) その他、本協会の事業に協力する。

第10条（退会）

会員が退会しようとするときは、退会届を理事長に提出しなければならない。

第11条（会員資格喪失）

会員が次の各号の一つに該当するときは、その資格を失うものとする。

- (1) 死亡したとき
- (2) 退会の申し出をしたとき
- (3) 除名されたとき

第12条（除名）

会員が次の各号の一つに該当するときは、理事会で3分の2以上の議決を経て会長がこの者を除名できるものとする。

- (1) 会費を1年以上滞納したとき
- (2) 本協会の名誉を傷つけ、または本協会の目的に反する行為及び不法行為があったとき

第13条（役員）

本協会の事業を運営するために次の役員をおく。

理事長（会長） 1名

理事 5名（うち副会長1名、事務局長1名）

監事 1名

第14条（役員を選任）

- (1) 理事長は、理事の互選により決定し、会長として本協会を代表する。
- (2) 副会長は、理事長が推薦し、理事会での承認を受ける。
- (3) 理事は、初級資格会員、上級資格会員、特別会員、賛助会員の互選により、総会でこれを選任し決定する。

第15条（役員の職務）

- (1) 理事長（会長）は、本協会の全体、事業全体の企画、催事を統括する。また本協会の目的を達成するために必要な意思決定の最高権限を有し、理事会の議長を兼務する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、会長が予め指名した順序に従い、その職務を代行する。
- (3) 理事は理事会を組織し、この会則に定めるものの他、総会から委任された事項を議決し執行する。
- (4) 事務局長は事務を統括する。
- (5) 監事は本協会の会計を監査し、必要がある時は理事会を招集することができる。

第16条（役員の任期）

理事長及び理事の任期は3年とし、監事の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

第17条（役員解任）

役員は本協会の役員としてふさわしくない行為があった時、または特別の事情がある時は、その任期中であっても理事会の議決により、理事長がこの役員を解任することができる。

第18条（名誉会長）

本協会に次の名誉会長をおくことができる。

名誉会長 1名

第19条（名誉会長の選任）

名誉会長は理事長が推薦し、理事会で承認を受ける。

第20条（名誉会長の職務）

- (1) 名誉会長は本協会の発展に寄与し後見する。
- (2) 名誉会長は総会及び理事会に出席し、意見を述べ諮問に答えることができる。

第21条（名誉会長の任期）

名誉会長の任期は4年とするが、再任を妨げない。

第22条（顧問）

本協会に次の顧問をおくことができる。

最高顧問 1名 顧問 若干名

第23条（顧問の選任）

最高顧問及び顧問は理事長が推薦し、理事会で承認を受ける。

第24条（顧問の職務）

- (1) 最高顧問は本協会を後見する。
- (2) 顧問は最高顧問と協力し、本協会の運営を支援し発展に寄与する。
- (3) 最高顧問、顧問は総会及び役員会に出席し、意見を述べ諮問に答えることができる。

第25条（顧問の任期）

最高顧問及び顧問の任期は3年とするが、再任を妨げない。

第 26 条（事務局）

本協会の事務を処理するため事務局をおく。

- (1) 事務局には事務局長及び所要の職員をおく。
- (2) 事務局長には理事をあてる。
- (3) 事務局に関する事項は、理事会の承認を経て別に定める。

第 27 条（総会）

- (1) 定期総会は、原則として 2 年に 1 回開催する。
- (2) 定期総会は、初級資格会員、上級資格会員、特別会員、賛助会員をもって構成し、過半数の出席で成立するものとする。（委任状を含む）
- (3) 臨時総会は、必要に応じ理事長が召集することができる。
- (4) 総会の議長は理事長とする。

第 28 条（総会の議決）

総会の議事は、この会則に別段の定めがある場合を除き、出席会員の過半数の同意をもって決定するものとし、可否同数のときは議長がこれを決定する。

第 29 条（総会の議決事項）

次に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。

- (1) 会則の改廃の承認
- (2) 事業報告及び収支決算の承認
- (3) 事業計画及び収支予算の決定
- (4) 除名会員の報告
- (5) その他、本協会の運営に関する重要事項の承認

第 30 条（理事会）

- (1) 理事会は理事で構成し、必要に応じて理事長が召集する。また理事の過半数が開催を要請したとき、理事長は速やかに理事会を招集しなければならない。
- (2) 理事会は、理事の過半数の出席で成立するものとする。（委任状を含む）
- (3) 理事会の審議は、インターネットを利用して議決することができる。
- (4) 理事会は本協会の事業及び催事を審議し承認する。
- (5) 理事会の議長は、理事長とする。

第31条（理事会の議決）

理事会の議事は、この会則に別段の定めがある場合を除き、出席理事の過半数の同意をもって決定するものとし、可否同数のときは議長がこれを決定する。

第32条（議事録）

すべての会議には、次の事項を記載した議事録を作成し、議長及び出席者代表2名以上が署名捺印の上、これを保存する。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 会員の現在数
- (3) 会議に出席した人数及び委任状の送付者数、その合計の人数
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過概要・要領ならびに発言者の発言要旨

第33条（委員会）

- (1) 本会は、第5条に規定する事業の円滑な運営を図るために、必要に応じ委員会をおくことができる。
- (2) 委員会の種類、構成及び運営等については、理事会の議決を経て別に定める。
- (3) 委員会の決定事項は、理事会の承認を経て実行に移される。

第34条（倫理審査委員会）

倫理審査委員会は、必要に応じて理事長が召集することができる。倫理綱領は別に定める。

第35条（資格審査委員会）

資格審査委員会は、必要に応じて理事長が召集することができる。潜在心理カウンセラーの審査規程は別に定める。

第36条（資産の構成）

本協会の資産は、次に掲げるものによって構成する。

- (1) 会員より徴収した入会金・会費（会費の詳細は別に定める）
- (2) 認定試験受験料
- (3) 資格認定料
- (4) その他事業に伴う収入
- (5) 賛助会員からの賛助金

- (6) 一般の賛同者よりの寄付金及び義援金
- (7) その他の収入

第 37 条（資産の管理）

前条の資産は理事長が管理し、その管理方法は理事会の議決を経て理事長が別に定める。

第 38 条（経費の支出）

本協会の経費は、前条の資産から支出する。

第 39 条（収支決算）

本協会の収支決算は、毎会計年度終了後 5 ヶ月以内に理事長が作成し、収支決算書（財産目録）及び事業報告ならびに、会員の移動状況とともに、監事の監査に基づく意見をつけ、理事会及び総会の承認を受ける。

第 40 条（事業計画及び収支予算）

- (1) 本協会の事業計画及び、これに伴う収支予算は、年度開始前に理事長が作成し、理事会の議決を経て総会の承認を受ける。
- (2) 前項の総会は、前条に定める収支決算の承認を受ける総会とすることができる。

第 41 条（会計期間）

本協会の会計期間は毎年 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日とする。

<附則>

本会則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

本会則は、平成 13 年 4 月 1 日に一部改正する。

本会則は、平成 22 年 4 月 1 日に一部改正する。

本会則は、平成 25 年 9 月 1 日に一部改正する。